

柏情審第47号
平成28年8月1日

柏市教育委員会
教育長 河 島 貞 様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 梅 田 徹

不服申立てに対する答申について

平成28年1月18日付け柏教学第706号で諮問のあった事案
について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、実施機関
に対し、平成27年11月27日、柏市情報公開条例（以下「条
例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求し
た。

ア 柏市の小中学校において、職員が駐車する事の是非、駐車
する場合の条件などが記載された文書

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書（以下「請求対象公文書」
という。）は作成していないとして、不服申立人に対し、平成2
7年12月9日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」と
いう。）の通知をした。

(3) 不服申立人は、平成28年1月12日、本件処分を不服とし
て、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規
定により、実施機関に対し、不服の申立てをした。

3 不服申立ての趣旨及び理由

(1) 不服申立ての趣旨

本件処分を変更し，請求対象公文書の全部を開示するとの決定を求める。

(2) 不服申立ての理由の要旨

不服申立人が不服申立書及び意見書で主張している不服申立ての理由の要旨は，以下のとおりである。

ア 市内小中学校の校庭に数十年に及んで教職員のマイカー駐車が続けられている現状について関係情報の開示，説明，立証を求めたのに対し，本件処分は，条例第1条，第10条第3項及び第21条に反するもので，承服できない。

イ 不服申立人が開示請求を行った際，実施機関から「学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」(以下「要綱」という。)が提示された。そこで，不服申立人は，開示を請求した公文書との関わり等について質問をしたが，何ら発言がなかった。

ウ 不服申立人は，平成27年12月9日付けの不開示決定通知を受け，同月15日，実施機関に，検討経過や要綱について質問をしたが，何らの回答もなかった。

エ 実施機関は，市民から学校職員の駐車問題について触れるなどあり得ないとし，何事も言えず，適切な情報開示も説明もできず，公文書の作成もままならなかったのでは，と思わざるを得ない。

オ 不服申立人は，要綱は，千葉県の教育機関から千葉県立各高等学校長宛の文書で，千葉県立学校勤務職員を対象としたものであること，学校職員から申出があった場合は各校長の裁量で自家用自動車の公務使用を認める根拠なるものであることが分かった。しかし，自家用車の駐車関係の記載はない。

カ 不服申立人は，自家用車が常に公務を担う状況にあるならば，生徒の学習の場である校庭ではなく，適当な駐車場を確保することが教育委員会等の義務であると思う。

キ 市民の共有財産であり，市管理の教育施設に，千葉県雇用の学校職員が駐車しているのは，どの様な「理由と根拠」が

あってなされているのか，条例第10条第3項等で示されている「情報の開示，説明」をしてほしい。

ク 学校職員が休校日を除き駐車している行為は，柏市環境基本計画及び市職員に対してのマイカー通勤の自粛にそぐわない行為であり，市の管理下にある学校敷地に自由に駐車が許されている事情は理解し難い。教育長は，柏市環境基本計画に沿った学校職員の駐車状況の改善と，有るべき問題解決を示してほしい。

ケ 実施機関は，対象公文書は存在していないと拒絶しているものであり，そのような理由に服することはできない。

コ 所有者である市との間に何らの取決めもなく，各学校長の判断で教員の土地利用を認めている行為は，理解し難い。知人の識者や学者に聞いても，公有地の使用に関して文書がなく，口頭での了解事項の場合でも，場所と日時の記録は必要ではとのこと。よって，不存在を理由とする本件処分に服することはできない。

4 実施機関の主張の要旨

(1) 小中学校における教員の自家用車については，要綱に基づき，公用で使用するとした場合に，各校長が裁量で駐車を認めているものであるが，このことについて文書を作成したことはなく，存在しない。

(2) 自家用車の公務使用については，要綱に基づき，教員の申出を受けて各校長が公務使用を認めている。

(3) 公務使用を認められた自家用車の駐車については，各学校により，学校用地の広狭もあることから，学校敷地内の場合と敷地外の場合とがある。

5 当審議会の判断

(1) 当審議会の役割

不服申立人は，意見書において開示請求の経緯や理由を申し述べているが，当審議会は，条例に基づき，実施機関の決定が妥当か否かを調査審議するものであり，不服申立てに係る事案の妥当性（本件における不服申立人の主張では，学校敷地に自家用車を駐車することの是非）を調査審議する機関ではない。

そこで、請求対象公文書の不存在を理由とする本件処分が妥当か否かについて検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 校長は、柏市立小学校及び中学校管理規則により学校施設等の管理を統轄することとされており、また、柏市教育委員会処務規程により所属職員の服務に関する専決権限を与えられている。

イ 当審議会は、実施機関の主張する要綱及び要綱の申出様式その他各学校長が裁量で駐車を承認する根拠について調査確認をしたが、実施機関において、不服申立人が開示を求める情報が記載された公文書の存在は認められなかった。

ウ 以上により、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(3) 以上検討したとおり、1当審議会の結論のとおり判断する。

なお、当審議会は、本事案に係る決定は妥当であると判断するものの、特に、条例に定める説明責任を果たされるよう求めるものである。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1月18日	諮問
1月27日	第1回審議会（事務局が概要を説明）
1月28日	実施機関から理由説明書を受理
4月15日	第2回審議会（不服申立人の意見陳述・実施機関からの説明聴取）
5月10日	第3回審議会（審議）
5月31日	第4回審議会（審議）
7月 1日	第5回審議会（審議）
8月 1日	答申